

地に浸入する事象等) に対して一定の耐性を付与するものである」と明記している。

このように、新規制基準の「内郭防護」の要求は、「防潮堤等の設置」等の「外郭防護」が敷地への浸水を防止するためのものであることを前提としつつ、その防護機能の限界を補う多重の防護措置として、「津波が防潮堤を超え敷地に浸入する事象等」に対しても相当の防護機能を果たすべきものとしているところである。

c 防護措置の時間的・経済低負担の観点からも合理性があること

「防潮堤等の設置」に比して、「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」は、その施工が早期に可能なだけでなく、施工費用においても相対的に大幅に少額で施工が可能であるという特質がある。よって、「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」の施工に際して、防潮堤による防護機能を前提とせずに施工したとしても、「防潮堤による防護機能を前提としないこと」自体によって増加する時間的・費用的負担も限定的な範囲にとどまるといえる。よって、「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」の施工に際して、防潮堤の防護機能を前提とせずに安全上の余裕を確保することにも、十分に合理性が認められるところである。

d 小括

以上のとおり、「防潮堤等の設置」に先行して施工される「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」においては、防潮堤の防護機能を前提とすることなく安全性の確保が可能なものとされる必要がある。

(イ) 本件津波に対してもタービン建屋の駆体及び建屋内の間仕切り等は津波に対して相当程度の防護機能を果たしていたことから、建屋及び重要機器室において水密化措置が講じられていれば非常用電源設備等の被水を回避することができた蓋然性が高いこと

a 何ら防護措置が講じられていなかった建屋駆体、大物搬入口等及び建屋内の間仕切り等が本件津波に対しても相当程度の防護機能を果たしたこと

原判決は、「タービン建屋等の水密化」について、波圧推計及び漂流物の衝突力の不確実性を理由にその防護措置としての合理性を否定し、「水密化」による結果回避

可能性をも否定している。

しかし、「水密化」措置によって本件津波に対しても重大事故が回避することができたかという因果関係の有無を検討し結果回避可能性を確認するためには、本件津波の波圧や漂流物の衝突力が現実に建屋等に与えた影響を踏まえて判断されなければならない。

実際には、何らの防護措置も講じられていなかったタービン建屋駆体、大物搬入口等及び建屋内の間仕切り等であっても、本件津波に対して相当程度の防護機能を果たしていたことが確認できる。

以下、詳述する。

(a) タービン建屋内部への浸水経路

本件津波による海水は、タービン建屋等の内部に浸水することとなったが、その浸水経路は、次のとおりである（丙A239号証4-38頁）。

第4.1.3-2表 福島第一原子力発電所タービン建屋の津波浸水状況（中段）及

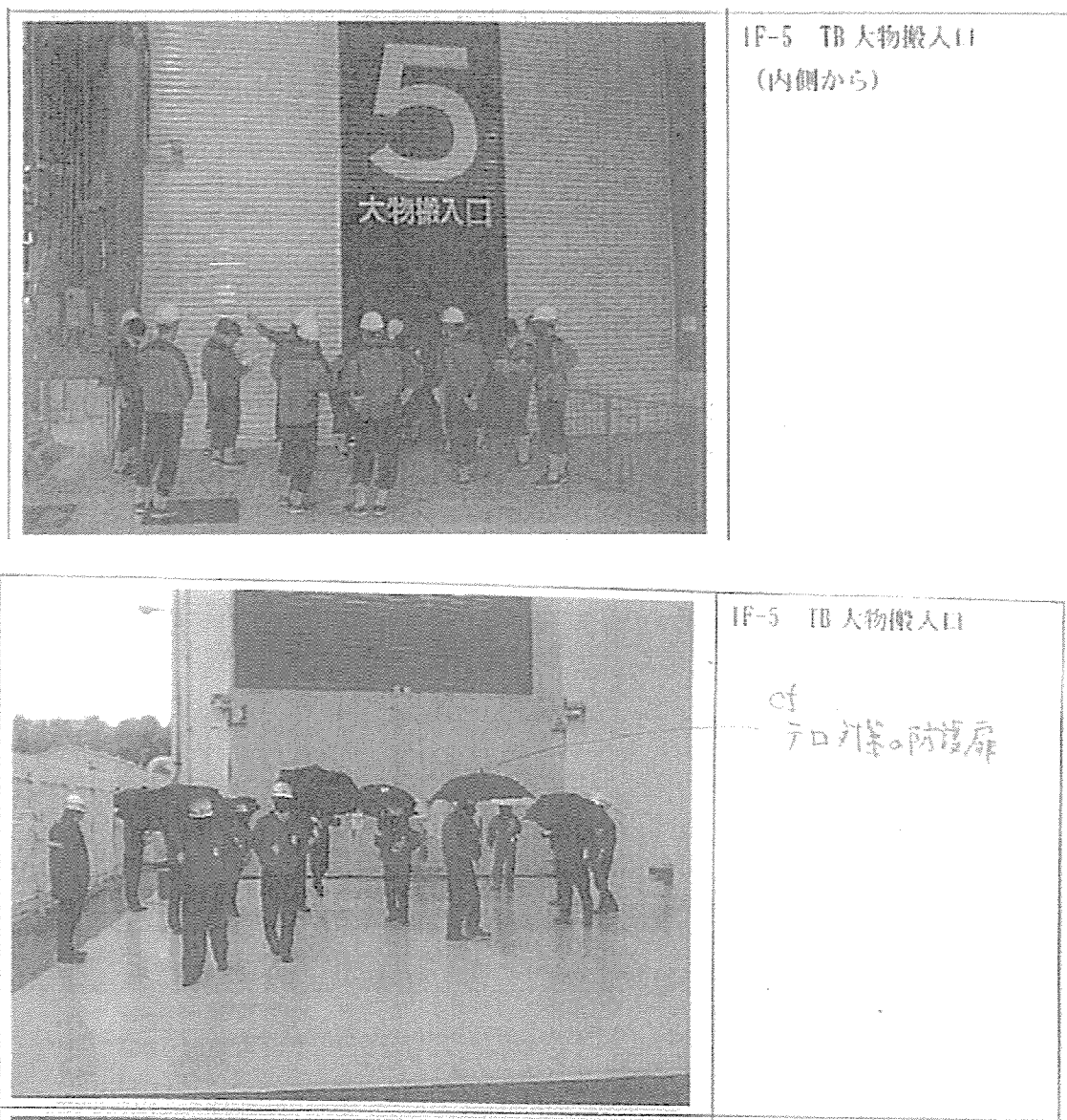
	1号機	2号機	3号機	4号機
2階	O.P.+17.1m 浸水なし	O.P.+17.1m 浸水なし	O.P.+17.1m 浸水なし	O.P.+17.1m 浸水あり
	-	-	-	・大物搬入口
1階	O.P.+10.2m 浸水あり ・大物搬入口 ・入退域ゲート ・機器ハッチ	O.P.+10.2m 浸水あり ・大物搬入口 ・1号機との連絡通路 ・機器ハッチ ・D/G給気ルーバ	O.P.+10.2m 浸水あり ・大物搬入口 ・入退域ゲート ・D/G給気ルーバ	O.P.+10.2m 浸水あり ・大物搬入口 ・3号機との連絡通路 ・機器ハッチ ・D/G給気ルーバ ・ブロック開口
	O.P.+1.9m 浸水あり	O.P.+1.9m 浸水あり	O.P.+1.9m 浸水あり	O.P.+1.9m 浸水あり
地下1階	水没、高線量のため 浸水経路調査不可	水没、高線量のため 浸水経路調査不可	水没、高線量のため 浸水経路調査不可	水没、高線量のため 浸水経路調査不可

いずれの建屋も大物搬入口が冒頭に掲げられており、これと並んで入退域ゲート、D/G給気ルーバ、機器ハッチが浸水経路とされている。その内、大物搬入口が主要な浸水経路となったことは争いが無い。

(b) 大物搬入口の構造

次に、主な浸水経路の外観を確認する。まず、「大物搬入口」である。

大物搬入口は、工事用の大きな開口部であり、巻き上げ（ロールアップ）式のシャッター構造となっている。1枚目の写真が建屋の内側から、そして、2枚目の写真は建屋の外側から撮影されている。

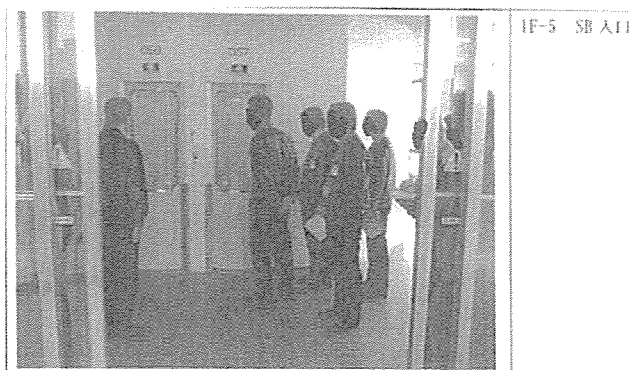
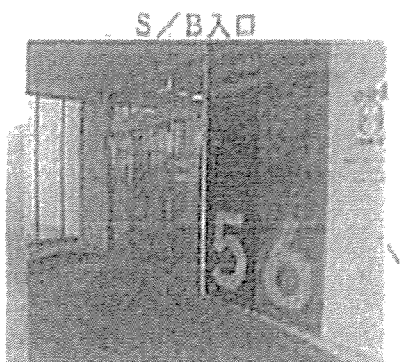


なお、4号機は定期検査中であり、本件津波襲来時には大物搬入口が開放され

ていた<sup>54</sup>。

### (c) 入退域ゲートの構造

次は、入退域ゲートである。入退域ゲートは、人の出入り用の開口部である<sup>55</sup>。



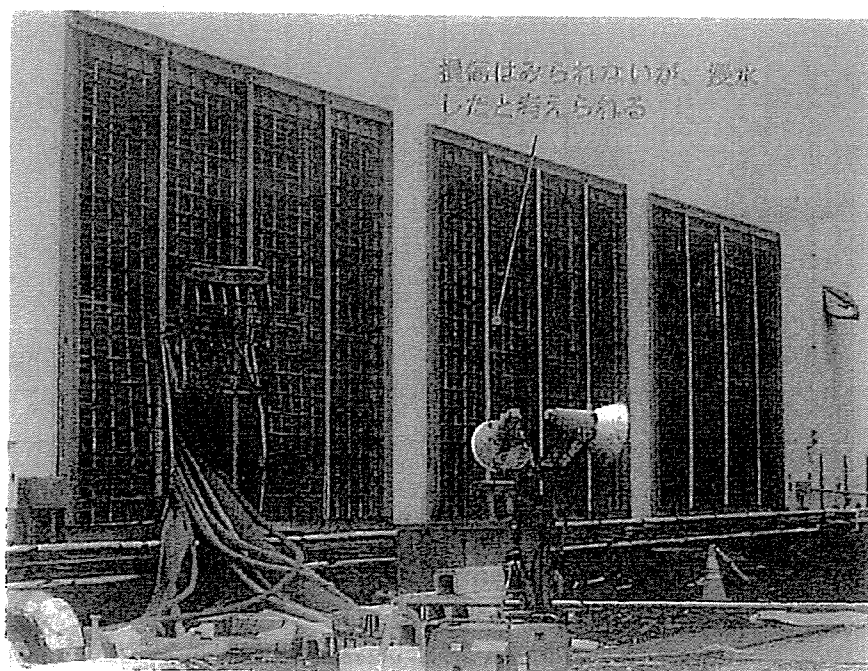
### (d) 給気ルーバの構造

次は、給気ルーバである。給気ルーバは非常用ディーゼル発電機のための換気のための設備である<sup>56</sup>。

<sup>54</sup> 「原発再稼働最後の条件 『福島第一』事故検証プロジェクト最終報告書」(甲A54号証99頁、145頁)

<sup>55</sup> 「大物搬入口」及び「入退域ゲート」の4枚の写真は丙A43号証の1・溢水勉強会による福島第一原発・5号機の現地調査の際のものであるが、1号機から4号機の大物搬入口及び入退域ゲートも同様の構造と考えられる。

<sup>56</sup> 甲H11号証・上津原勉証人調書・資料16・通し頁の129頁



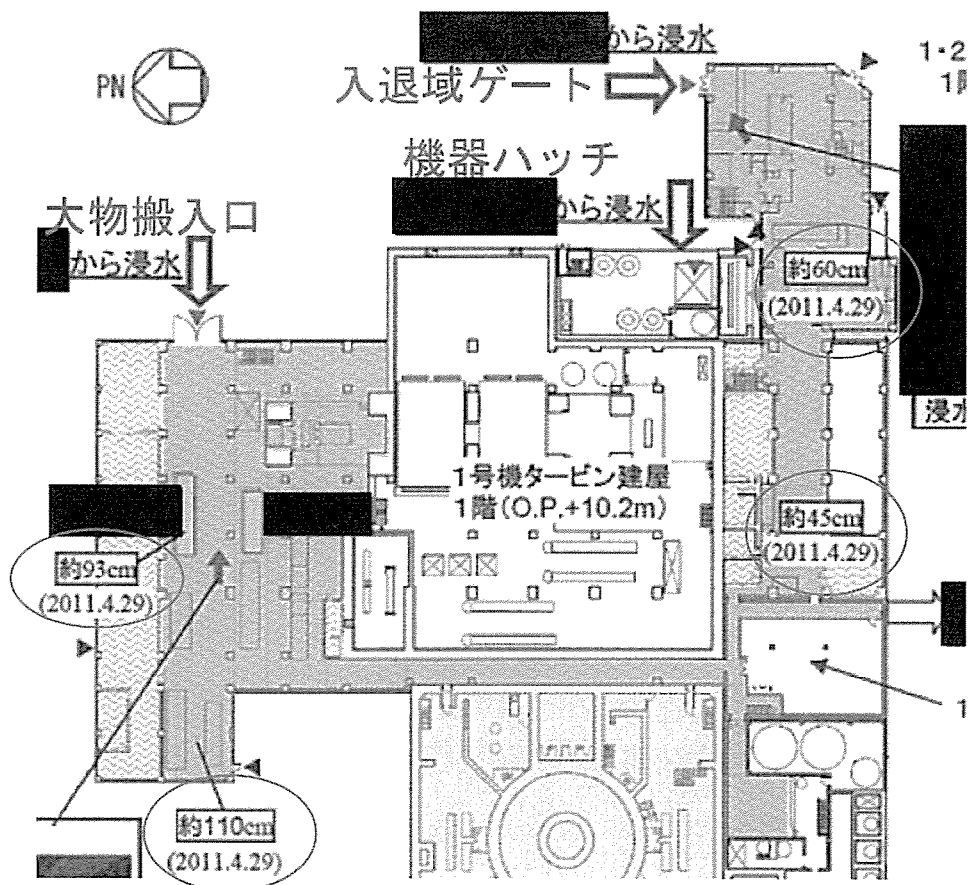
第4.1.2-11 図 建屋地上開口の状況  
(3号機タービン建屋北側 ルーバ開口 平成23年5月31日撮影)

給気ルーバは建屋の外壁に組み込まれており、津波に対してむき出し状態であったが、「損傷は見られないが浸水した」とされており、ここからの浸水は波圧が大きいことや漂流物の衝突によるものではないことが分かる。

(e) タービン建屋周囲の浸水深と内部における浸水状況の対比

次に、1号機から4号機までのタービン建屋ごとに、建屋周辺の浸水深を再確認しながら、浸水経路と各建屋の1階内部の浸水深を見ていく。

i 1号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深の対比<sup>57</sup>

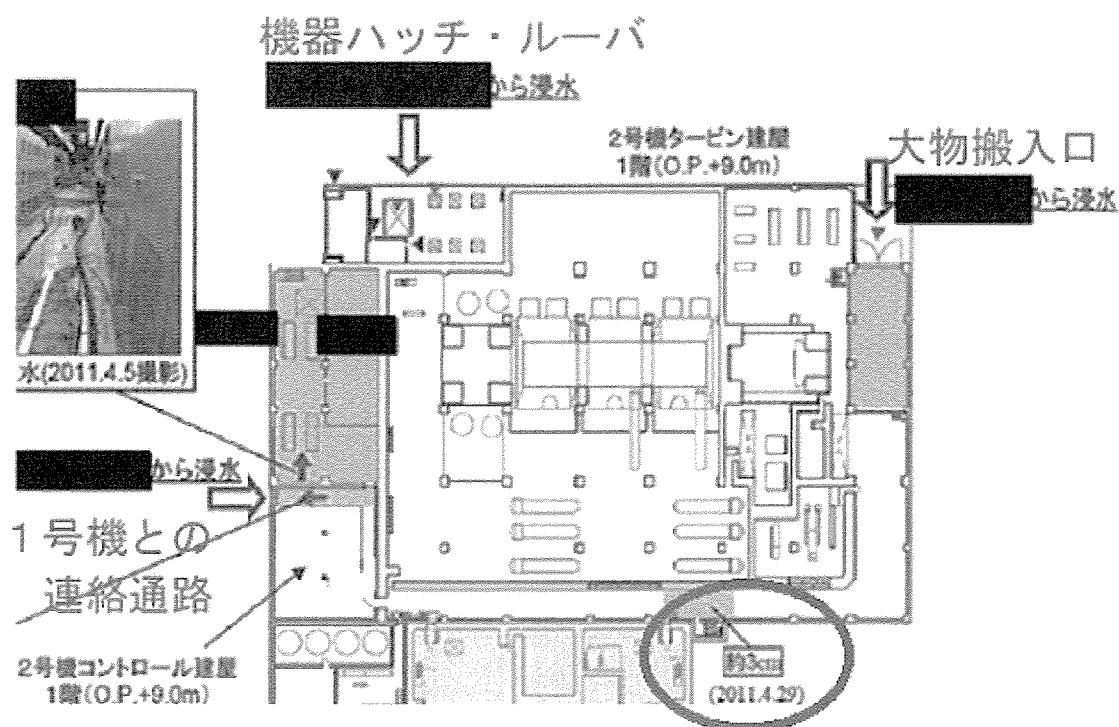


1号機周囲では2m以上の浸水深となっているのに対して、建屋内1階の浸水深は、大物搬入口の前方（西側）で約93cm、さらにその前方の行き止まりとなっている建屋西方位置（大物搬入口と正反対）において110cm程度である。右上の「入退域ゲート」からの浸水は、入って直ぐの辺りで約60cm、奥まで進むと約45cmである。

なお、白い部分は浸水しなかったことを表しており、普通の壁とドアなどで仕切られていた中央の広い部屋への浸水はなかった。

<sup>57</sup> 甲A205号証4-43頁。なおマスキング部分は甲H11号証・上津原勉証人調書・資料18により補充。以下、マスキング部分の補充はいずれも同証人調書添付資料による。

ii 2号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深の対比<sup>58</sup>。



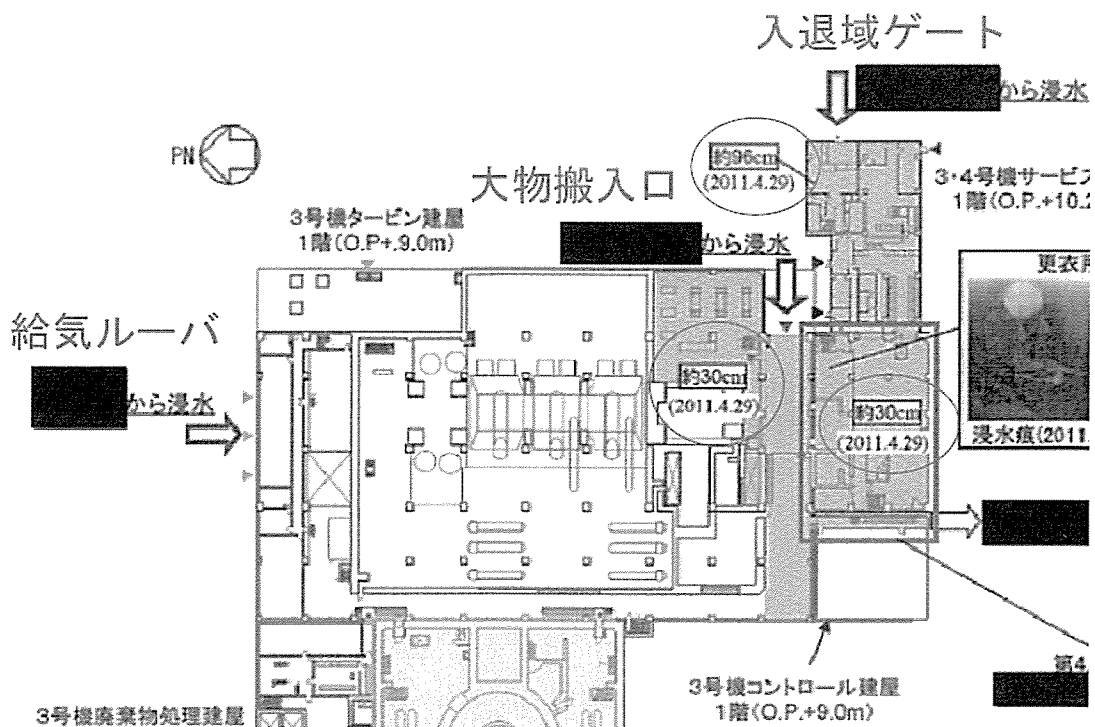
2号機周囲の浸水深は、4～5mであった。

これに対して、タービン建屋1階についてみると、浸水深は明示されていないが「大物搬入口」からの浸水は狭い範囲にとどまっている。また建屋西側の浸水は約3cmにとどまる。「1号機との連絡通路」からの浸水については、流入元となった1号機の浸水深が約45cmであるので同程度にとどまるものといえる。

全体としてみると、浸水があったのは1階の一部に限られ、中心部の広い部屋をはじめほとんどの領域で浸水はなかった。

<sup>58</sup> 甲A205号証4-44頁

iii 3号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深の対比<sup>59</sup>。



3号機では周囲の4～5mの浸水深に対して、入退域ゲート付近で局所的に96cmの浸水深となったが、主要な浸水経路とされる大物搬入口からの浸水によってもたらされた浸水深は約30cmに過ぎない。

全体としても、中心部の広い部屋を含め広い範囲において浸水はなかった。

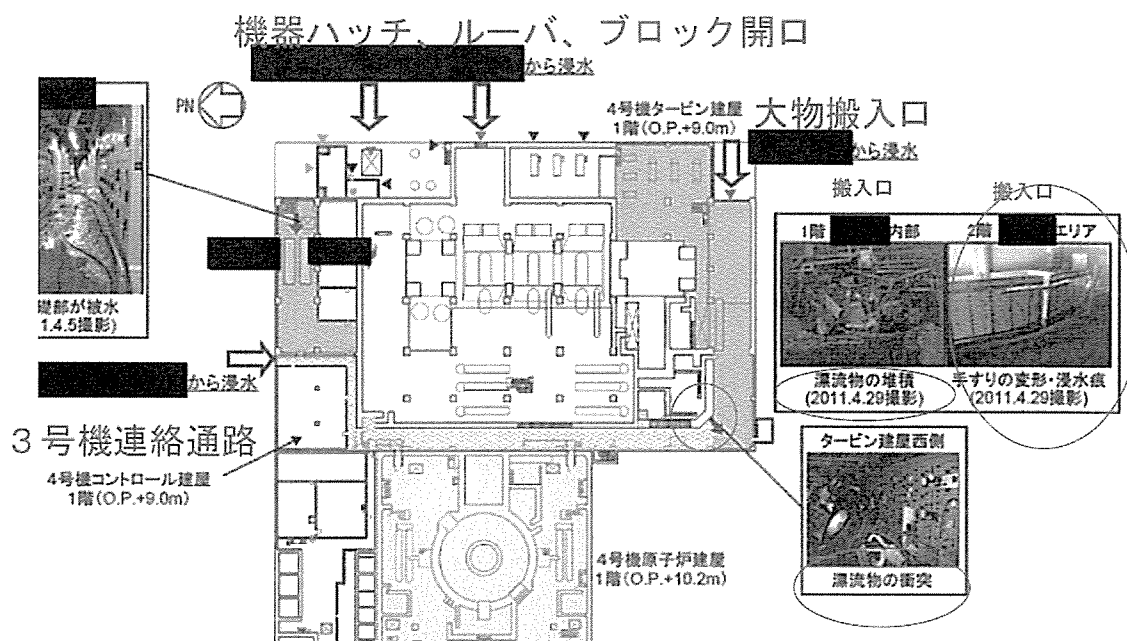
なお、これまで確認してきた1～3号機を通じて、いずれにおいても、タービン建屋内部に漂流物が入り込むことはなかった<sup>60</sup>。

<sup>59</sup> 甲A205号証4-45頁

<sup>60</sup> 甲H11号証・上津原勉証人調書・資料18～20



iv 4号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深の対比<sup>61</sup>。



4号機は、本件事故のとき定期検査中で、大物搬入口が開放されており、そこから津波が<sup>まとも</sup>真面に流入した。

4号機の2階の床は、1階の床面から約7mの高さがある<sup>62</sup>。図面右側にある写真によって、搬入口エリアの2階部分の手すりの変形や浸水痕が確認できる。つまり大物搬入口から流入した津波は、1階床面から高さ約7mの2階まで駆け上がり、手すりを変形させるほどであったことが分かる。建屋周辺の浸水深は、約5.5mだったので、それより高く駆け上がったこととなる。

また、1～3号機と違い、大物搬入口が開放されていたため、建屋内部に大量の漂流物が流入し堆積することとなった。

他方、大物搬入口エリアで津波が2階まで駆け上がっているにもかかわらず、中心部の部屋を含め、かなりの広い領域が浸水していない。

(f) 小括

以上において各号機ごとに浸水経路や浸水状況を確認したが、ここから言えるこ

<sup>61</sup> 甲A205号証4-46頁

<sup>62</sup> タービン建屋内部への浸水経路を整理した前記一覧表の4号機2階の部分参照

とは、次のとおりに整理できる。すなわち、

第1に、建屋の駆体部分（外壁）は本件津波に耐えたこと（この点に関しては一審被告国自身が、福島第一原発の「敷地内では、津波により、重油タンク、門型クレーン、車両等が漂流物となり、建屋外壁において、漂流物が衝突したと思われる痕跡が一部で確認されているが、漂流物による構造駆体の損傷は確認されていない」と確認している<sup>63</sup>。）、

第2に、建屋の外部と内部の浸水深の違いを見ると、主要な浸水経路となった「大物搬入口」、「入退域ゲート」は、津波対策が全く講じられていなかったにも関わらず相当程度の防護機能を果たしていたこと、したがって仮に水密化による防護措置が講じられていれば、十分な防護機能が期待でき1階への浸水を防ぐことができたと考えられること、

第3に、地下階への直接の浸水経路となったと想定される「給気ルーバ」については、「津波による損傷は見られない」とされており、水密化措置を講じていれば、全体として建屋内部への浸水を防ぐことが十分に期待できたことである。

さらに、

第4に、仮に一部において建屋内部への浸水が生じたとしても、建屋内部の間仕切り壁がかなりの防護機能を果たしたことからすれば、配電盤等が設置された部屋について水密扉の設置等の水密化措置を講じていれば、配電盤等の被水を防止することは十分に可能だったといえる。

b 波圧や漂流物によって建屋内に海水が入り込むことがあったとしても、その水圧は大幅に低減したものになることが想定され「重要機器室の水密化」によって非常用電源設備等を被水から防護することは十分に期待できること

「タービン建屋等の水密化」については、津波の波圧及び漂流物の衝突による作用を考慮する必要があることから、波圧の推定の不確実性や漂流物の影響の不確実

---

<sup>63</sup> 丙A380号証「新規制基準の考え方について」324頁

性が問題となる余地もあり得る。しかし、実際には、敷地に津波が直接遡上する事態を前提としても、「タービン建屋等の水密化」による防護機能が完全に破壊されることは想定し難いところである。現に、前述のとおり、本件津波を受けた建屋の躯体には有意な損傷は認められず、シャッター構造に過ぎず津波に対する防護機能を全く想定していなかった大物搬入口も、本件津波に対して相当程度の防護機能を果たし得たところである。

そして、「重要機器室の水密化」については、タービン建屋等の内部において非常用電源設備等の重要機器が設置されていた部屋の水密化が問題となるのであり、仮に、「タービン建屋等の水密化」の防護機能が一部で破綻し建屋内部への海水の浸入を許す事態となったとしても、その海水が建屋内の「重要機器室」に到達する時点では、「タービン建屋等の水密化」等によって海水の流れの勢いは大幅に減殺されていることが想定されるところである。この点は漂流物についても同様である。

よって、仮に、(防潮堤の完成前の状態において)「タービン建屋等の水密化」による防護機能が部分的に損傷を受け建屋内に海水が入り込むことがあったとしても、その水圧は大幅に低減したものになることが推認され、「重要機器室の水密化」が講じられていれば、水密扉等の防護機能によって同室内に設置されている非常用電源設備等を被水から防護することは十分に期待できるところである。

現に、本件津波の襲来に際して、大物搬入口が開放されていた4号機においては、大物搬入口の内側においては津波が7mの高さの2階にまで駆け上がり2階の手すりを変形させ、また大量の漂流物が流れ込み堆積するに至ったものの、これらの事態が生じた部屋と間仕切りで区画されていた1階中央部分の部屋については、特別の水密化措置は講じられていなかったにもかかわらず、海水の浸入も、漂流物の入り込みも起きなかったのである。

(ウ) 想定津波と本件津波には防護機能を失わせるほどの大きな差異はなく、想定津波を前提とした防護措置によって本件津波に対しても重大事故を回避することができたといえること

a 想定津波と本件津波の地震規模等の差異についての原判決の判断

原判決は、予見可能性の基礎とされた2008年推計に基づく想定津波と本件津波は、断層領域、すべり量、津波の方向、浸水深について規模が異なることを理由として、想定津波に基づく防護措置を講じていたとしても、本件津波による結果を回避することはできなかつたと認定した。

しかし、想定津波と本件津波について、実態は、結果回避可能性を左右するほどの大きな差異は認められない。

以下、詳細を述べる。

b 断層領域、滑り量の差異は本件の結果回避可能性とは無関係であること

原判決は、想定津波と本件津波では、原因となる地震の断層領域、すべり量において、規模が異なるとする。

しかし、本件事故に関しては、地震動による損傷がその原因となったことを示す確実な証拠は示されていない。一審被告国も、本件事故の原因は、主要建屋敷地高を超える津波の襲来によってタービン建屋等へ浸水し、非常用電源設備等が被水して全交流電源喪失に至ったことによるものであることを認めているところである。よって、結果回避可能性について検討されるべきは、2008年推計によって想定される津波と本件津波の異同であり、地震の断層領域、すべり量の差異は結果回避の可能性には関連しない。

c 想定津波と本件津波は浸水深、波圧において大きな差異はないこと

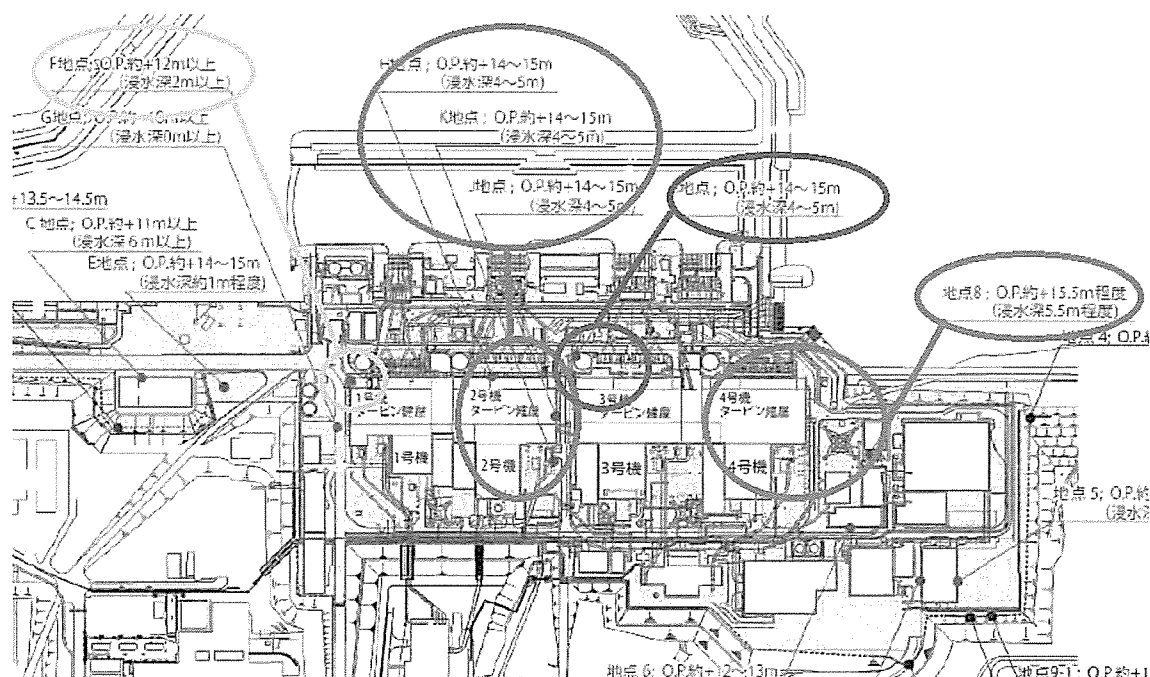
また、想定津波と本件津波の浸水深、波圧の実態をつぶさに見れば、両者の間で防護機能を左右するほどの大きな差異はない。

(なお、既にみたように、福島第一原発の敷地は本件地震によって沈降し、本件津波の到来時にはO.P.+10mから約66cm沈降しO.P.+9.34cmとなっていた。ここで挙げられている本件津波の高さ(O.P.+)は沈降した敷地に対する浸水深を下に算出しているにも関わらず、この沈降を考慮せずに、単純に(浸水深+10m=O.P.+)としている。そのため、本件津波による津波高さの表示(O.P.

+) は正しい数字に対して6.6cm水増しされたものとなっている。想定津波と津波高さの対比をする場合には、本件津波の高さが6.6cm水増しされていることに留意が必要である。)

### (a) 本件津波の浸水深

本件津波による浸水深は、次のとおりである<sup>64</sup>。



すなわち、

黄色で表示した1号機付近 (F地点) では浸水深2m以上とされている。

青色で表示した2号機周囲 (H、J、K地点)、赤色で表示した3号機の海側 (I地点) では、いずれも浸水深4~5mとされている。

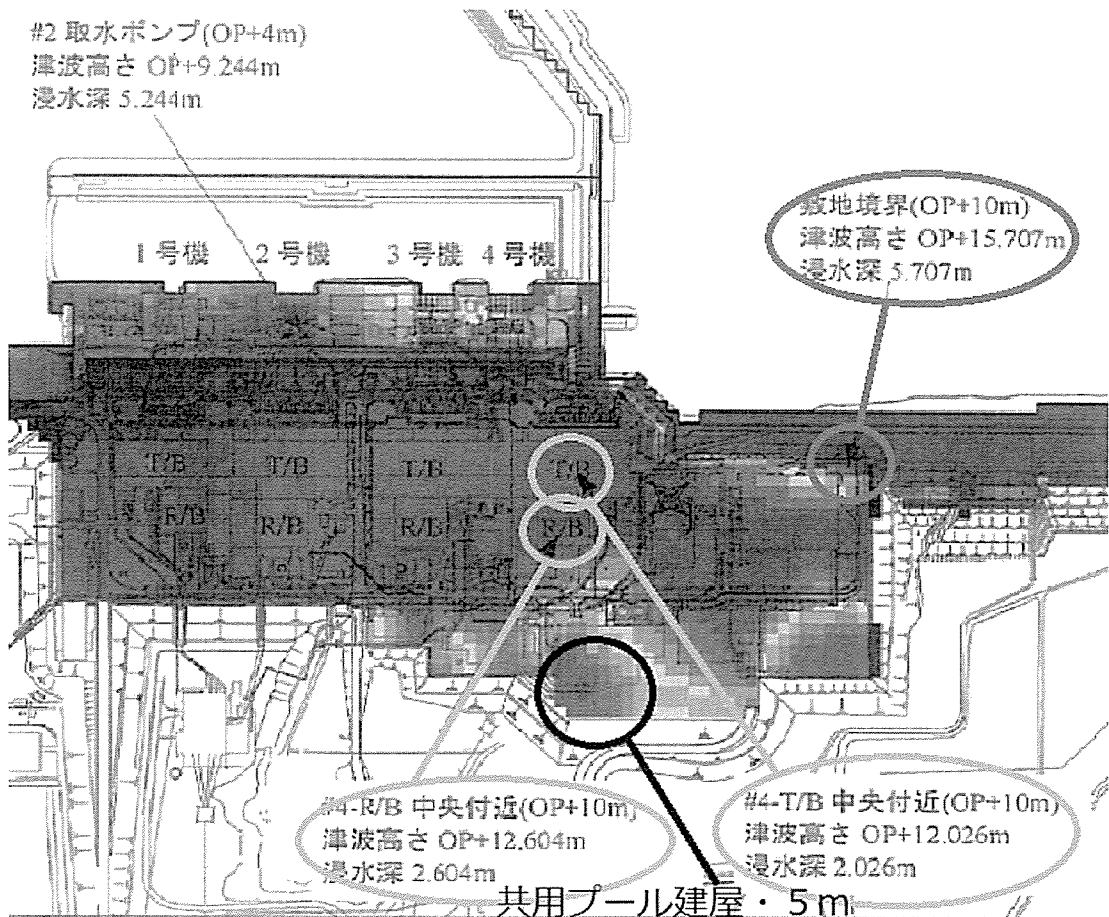
緑色で表示した4号機の直近 (地点8) では、浸水深5.5mが記録されており、全体として、最大で5m程度の浸水深となっている。

### (b) 想定津波によって推計される浸水深

他方、想定津波に基づいて推計される浸水深は、次のとおりである (甲A59号

<sup>64</sup> 乙A10号証の2、東電事故調・添付資料3-7

証)。



一審被告東電の2008年推計によれば、青丸の敷地南側で5.707mの浸水深 (O.P.+15.707m) となること、また、ピンク色の丸・4号機原子炉建屋で2.604m (O.P.+2.604m)、同タービン建屋位置付近で、2.026m (O.P.+2.026m) の浸水深となることが示されている。さらに黒丸の共用プール建屋付近においては、敷地南側と同じ赤色表示となっており、約5mの浸水深 (O.P.+15mほど) が推計されている。

また、この推計は地上構造物がない更地状態を前提とした推計にとどまる。仮に4号機のタービン建屋・原子炉建屋の存在を想定すれば、敷地南側からの津波の流れがこの建屋によって堰き止められることとなり、浸水深がさらに増幅されることは容易に理解できる。

以上のとおり、想定津波による浸水深は敷地南側で約5.7m、共用プール建屋

付近で約5m、(堰きとめ効果による増幅前の推計として)4号機付近で約2.6mに達しており、本件津波の浸水深5m程度(地盤の沈降を考慮しO.P.+基準で正しく表示すると4.34m程度)と大きく異なるものではない。

d 想定津波の最大浸水深を基準に防護措置を講じておくことの合理性

今村証人は、これまで見たところの想定津波の浸水深の分布状況を確認した上で、水密化措置に際して想定すべき浸水深について次のとおり証言している。

「安全サイドに考えると、共用プールで5メートル、4号機原子炉建屋で2.6メートルということを前提とすると、5メートルの浸水深を前提として建屋の水密化をしておくべきなんではないかというふうに考えられますけど、いかがですか。

もし、この解析がきちんと設計津波として認められているならば、こういう情報を使って水密化を図るということは妥当だと思います。

最大の浸水深を示しているところを基準に安全性を考えていくということは、工学的には相当な考え方ということいいですか。

はい、そのとおりです。」(今村調書40頁)

e 想定津波による波圧は今村証人が推定する本件津波の波圧を上回ること

さらに、本件津波に際し最大の浸水をもたらした1号機東側前面の波圧の推定値は、想定津波によって想定可能だった波圧を下回る。

今村証人は、本件事故後に行われた陸上構造物の存在を前提とした推計計算として、本件津波によってタービン建屋等に加わることとなった波圧について、建屋内への最大の浸水をもたらした1号機東側の大物搬入口の前面での推定値を示し、これが58kN/m<sup>2</sup>となったとしている<sup>65</sup>。

他方、想定津波の浸水深を前提として、今村意見書が援用する動水圧の推定式(朝

<sup>65</sup> 今村意見書54～5頁では、特別に、「1号機タービン建屋前面」と特定して推計される津波波圧を挙げている。この点、①大物搬入口が主要な浸水経路であったことは争いがなく、また、②1号機の大物搬入口からの浸水が最大であり、2、3号機の大物搬入口からの浸水はわずかであったことは浸水状況を示す甲A205号証から確認できる。

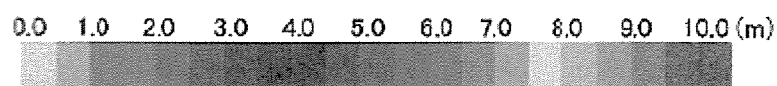
倉らの式)<sup>66</sup>を用いて算定すると、想定津波から推計される動水圧は、敷地南側(5.7 mの浸水深)及び共用プール周辺(5 m以上の浸水深)では約150 kN/m<sup>2</sup>以上、4号機原子炉建屋付近(2.604 mの浸水深)でも約78.12 kN/m<sup>2</sup>、4号機タービン建屋付近(2.026 mの浸水深)でも約60.78 kN/m<sup>2</sup>となる。

つまり、想定津波に基づいて推定可能だった動水圧は、本件事故の大きな原因となった1号機タービン建屋東側前面における動水圧を大きく上回るものだったのである。

f 想定津波も本件津波も、敷地南側からの津波の流れの影響が大きく、浸水深が大きくなったことについて卓越した寄与をしていたこと

原判決は、想定津波が敷地南側からのみ遡上したのに対して、本件津波は敷地南側だけではなく東側からも遡上した点が異なることに着目している。

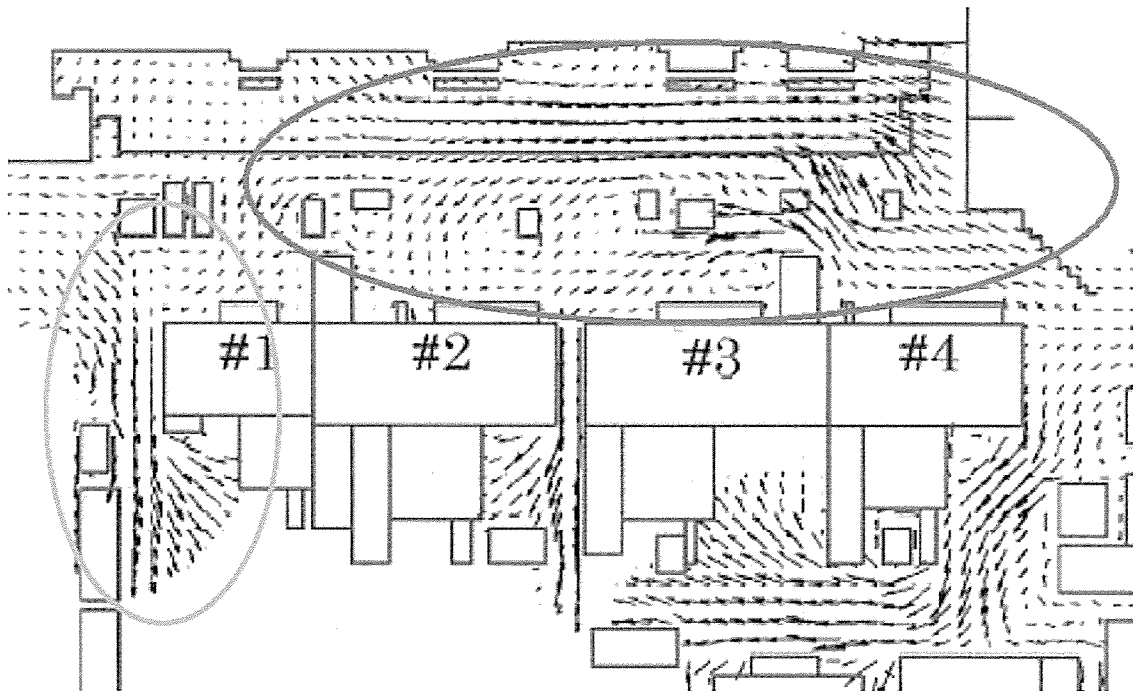
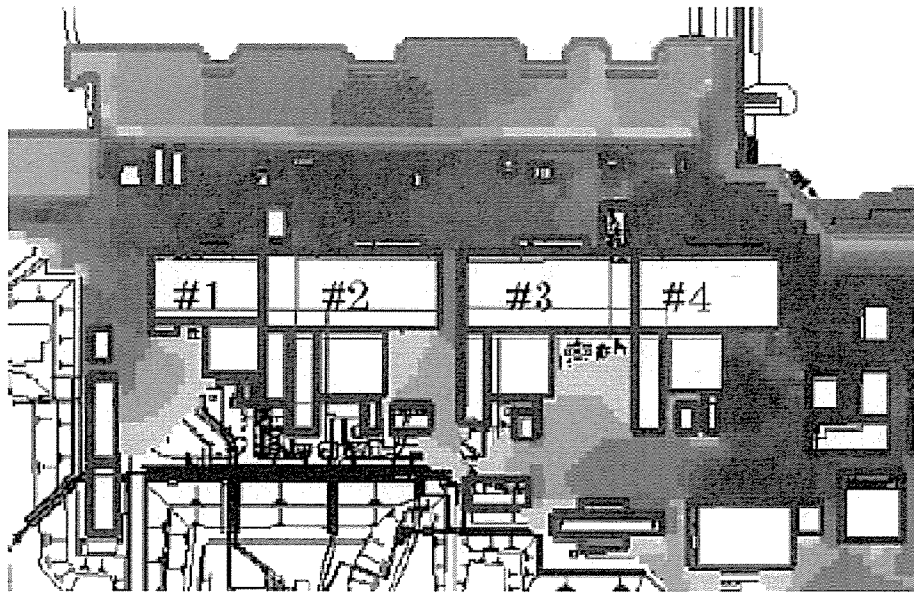
しかし、本件津波を一審被告東電が解析した結果によれば、1～3号機周辺で最大の浸水深となった時点(すなわち、建屋に最大の波圧がかかったと想定される時点、「49分後」の「図(6)」)における浸水深と海水の流れの方向・強さは次のとおりである<sup>67</sup>。



<sup>66</sup> 水深1 mで最大の動水圧は約30 kN/m<sup>2</sup>であり、この波圧は浸水深に比例する。

<sup>67</sup> 甲A205号証・4～9頁の図(7)。





青丸で表示した1号機から3号機の東側前面においてもいずれも南から北側（上の図で右側から左側）への海水の流れが支配的である。東側からの遡上する流れの影響をもっとも受けた1号機周辺（ピンク色で表示）においても、その影響は限定的なものにとどまっていることが示されている。

g 小括

以上のとおり、想定津波によっても、（場所によって違いはあるものの）最大で5

mを超える浸水深が予測されていたこと、本件津波の東側からの海水の遡上による影響が限定的なものであったことからすれば、浸水深及びそれによって推定される津波の動水圧について、想定津波と本件津波の間に結果回避可能性を左右するほどの大きな差異があるとはいえない。

したがって、想定津波を前提として、十分な安全上の裕度をもって「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」が講じられていれば、本件津波に対しても重大事故を回避することができた蓋然性が高いといえる。

#### **エ 「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」に続いて「防潮堤等の設置」が完成した時期について**

「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」が完成した後、さらに「防潮堤等の設置」が完了すれば、多重の防護が完成することとなる。

上記ウで検討したように、先行して完成する「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」によっても、本件津波に対しても重大事故を回避することができた蓋然性が高いといえるところである。

これに加えて「防潮堤等の設置」が完了すれば、本件津波に対しても重大事故を回避することができた蓋然性はより一層高度なものとなる。

なお、この場合の「防潮堤等の設置」については、上記4（1）で詳述したとおり、原判決が判示するような敷地南側に限定されたものではなく、推計上の誤差を考慮し、敷地への遡上の可能性が相当程度認められる敷地東側全面をも含むものとされるべきものである。

以上より、「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」に続いて「防潮堤等の設置」が完成した時期については、「防潮堤等の設置」による敷地への遡上自体の回避、「タービン建屋等の水密化」による建屋内部への浸水の回避、さらには、仮にこれらの防護が破られ建屋内部にいくばくかの浸水が回避できなかったとしても、最終的には「重要機器室の水密化」によって、非常用電源設備等の被水を回避することが期待できるので、結果として、本件津波に対しても重大事故を回避することができた

蓋然性が高いといえる。

## 5 因果関係としての結果回避可能性について一審原告らに求められる立証の程度は事案の特質を踏まえて判断されるべきこと

### (1) 最高裁判例は因果関係の判断にあたり、「当事者双方の立証の状況」、「原告の証拠提出（収集）の現実的可能性」等を踏まえていること

原判決は、因果関係（結果回避可能性）について、一審原告らに重い立証責任を負わせ、かつ極めて形式的な検討によって因果関係（結果回避可能性）を否定している。

この点、最高裁判例は、因果関係の判断にあたり、「当事者双方の立証の状況」、「原告の証拠提出（収集）の現実的可能性」等を踏まえた上で、総合評価において、高度の蓋然性を肯定することができるものであれば足りると解している。

B型肝炎訴訟最高裁判決の判例解説においても、最高裁判所が訴訟上の因果関係の認定について原審の判断を変更した4件の事案<sup>68</sup>を検討し、

「(最高裁判例がいう)『高度の蓋然性』『通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るもの』という要件の意義は、少なくともこれらの事件の原審が考えたほど高度の立証が必要なものとは考えておらず、当事者双方の立証の状況、原告の証拠提出（収集）の現実的可能性等を踏まえた上、他原因の可能性との総合評価において、当該事実が当該結果の原因であることについて高度の蓋然性を肯定することができるものであれば足りると考えている」(743頁)

とされている。

最判平成12・7・18（原子爆弾の放射線と右肩麻痺・頭部外傷）も、原審が高度の蓋然性の程度まで証明されてなくても相当程度の蓋然性の証明があれば足

---

<sup>68</sup> 最判昭和50・10・24（リンパ球と発作及びその後の病変）、最判平成3・4・19（禁忌者該当と予防接種による後遺症）、最判平成9・11・28（保母の業務と頸肩腕症候群）及び最判平成12・7・18（原子爆弾の放射線と右肩麻痺・頭部外傷）

りると解した上で因果関係（放射線起因性）を肯定したものを、高度の蓋然性の証明が必要であって相当程度の蓋然性の証明では足りないとした上で、結論としては、原審の認定判断を是認していることから、最高裁判例の基本的な考え方が伺われる（743頁）。

原判決は、下記（2）ア及びイで述べる本件における特殊な事情を何ら考慮せず、因果関係の存否に関して、一審原告らに重い立証責任の負担を課すものであり、累次の最高裁判例の趣旨に反するものといわざるを得ない。

**（2）本件では仮定的な因果関係の判断が求められしかも証拠が偏在している状況の下において一審原告らに因果関係の立証が求められていること**

**ア 「長期評価」発表以後一審被告らが実際には防護措置の検討をしていないため想定される具体的措置や経過を推認する資料に極めて乏しい中で仮定的な因果関係の検討を要すること**

本件において、一審被告国及び一審被告東電は、いずれも「長期評価」の公表後においても、敷地高を超える津波に対する防護措置について具体的な検討をしていない。そのため、仮に、経済産業大臣が技術基準適合命令を発し規制権限を行使した場合における、具体的措置や経過を推認する資料に極めて乏しい状況にある。しかも、これまで本件津波と類似の事象が発生したこともないため、当該措置によって結果回避が可能であったかの実証的な検討も困難な状況にある。このように、本件においては、実際には防護措置の検討がなされなかったことから、想定される具体的措置や経過を推認する資料に極めて乏しい中で、仮定的な因果関係の検討をせざるを得ないという特殊性が考慮されなければならない。

**イ 福島第一原発に関する資料は原子力事業者である一審被告東電及び規制行政庁が専ら保有しており証拠が偏在していること**

加えて、結果回避可能性（因果関係）を細部まで厳密に検討するには、福島第一原発の詳細構造及び本件事故の詳細な経緯等に関する資料が不可欠であるが、これらの資料は原子力事業者である一審被告東電及びその安全規制者である一審被告

国が専ら保有しており、一審原告らが因果関係（結果回避可能性）について細部まで厳密に主張・立証することは不可能である。

さらに、原子力発電所という高度に専門性があり最先端の知見に基づいて管理運用されるべき設備についての訴訟類型では、専門性を有する一審被告らと一審原告との主張・立証責任の分配については、当事者間の衡平が図られなければならない。

#### **ウ 一審原告らの果たすべき立証責任の程度は事案の特質に応じて限定的なものにとどまること**

以上を踏まえれば、本件の立証責任のあり方においては、一審原告らにおいて、一定程度具体的に特定して結果回避措置についての主張・立証を果たしたにもかかわらず、一審被告国において、結果回避可能性を否定すべき事実を相当の根拠・資料に基づき主張・立証を尽くさない場合には、結果回避可能性があったことが事実上推認されるべきである。

下山憲治意見書（甲A370号証3頁）においても、「規制権限不行使の違法が国賠訴訟で争われる場合、結果回避可能であったかどうかは、具体的で確実な立証は不可能であって、それを一方当事者である原告住民らに課すことは妥当でない。・・・重要な原発規制を担う経済産業大臣は法令を誠実に執行する義務を負い、かつ、それに伴って適切な規制実施に対しアカウンタビリティを負うこと、しかも、証拠の偏在がある中では、結果回避に不合理でない一応認められる手段が原告側から提示されている場合には、それでは回避不能であることの主張・立証を被告側が十分に行うことができなければ結果回避可能性があったと推定されるとするのが公正な証明負担のあり方である。」との判断が示されているところである

#### **エ 一審原告らが相当程度具体的に主張・立証を尽くしていること**

この点、一審原告らは、原審における主張・立証及び上記1ないし4において、「長期評価」に基づいて津波がO. P. +10mを超えることを前提として、「防潮堤等の設置」及び「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」の防護措置が多重に講じられるべきであること、そして（時間的なプロセスを踏まえつつ）これらの防

護措置によって本件津波に対しても重大事故を回避することができた蓋然性が高いことを、相当程度以上に主張・立証を尽くしたところである。

これに対して、一審被告国からは、一審原告らの主張する防護措置によっては本件事故を回避することができなかつたことについての、的確な主張・立証は尽くされていなくとも明らかである。

### (3) 千葉訴訟控訴審判決及び生業訴訟控訴審判決の判示

#### ア 仮定的な因果関係の検討に際して考慮すべき事項を示した千葉訴訟控訴審判決

千葉訴訟控訴審判決は、上記の最高裁判例の考えを適切に踏まえ、本件においては「適切に権限を行使して技術基準適合命令を発した場合に講じられる措置自体が仮定的なものとならざるを得ず」、「それまでに本件津波と類似の事象が発生したこともないため、当該措置によって本件津波による本件事故を防ぐことができたかについて実証的な検討も困難である」、「規制機関においては、長期評価の公表後、これに示された見解に依拠して技術基準適合性や技術基準適合命令について具体的検討をしていないために、仮に技術基準適合命令を発し規制権限を行使したとする場合の具体的措置や経過を推認する資料に極めて乏しい」とし、「因果関係について検討するに当たっては、このような事情を踏まえることが相当である。」と判示している（156～157頁）。

他方で、「一審被告国及び一審被告東電は、本件津波による本件事故は防げなかつたと主張するが、的確な反証があるとはいえない」（159頁）として、結論として規制権限不行使と本件事故の間の因果関係を肯定している。

#### イ 原子力事業における証拠の偏在及び当事者間の衡平に留意した生業訴訟控訴審判決

また、生業訴訟控訴審裁判決も、本件における因果関係の主張立証負担の在り方について、原子力事業における証拠の偏在及び当事者間の衡平に留意すべきとして、次のとおり判示している。すなわち、

「予見可能であった津波による被害を回避するための措置の合理性ひいては結果回避可能性を細部まで厳密に検討するためには、福島第一原発の詳細構造及び本件事故の詳細な経緯等に係る資料が必要不可欠であると考えられるところ、これらの資料は原子力事業者である一審被告東電（及びその安全規制者である一審被告国）が専ら保持しているのであるから、結果回避措置の合理性ひいては結果回避可能性について、一審原告らが細部まで厳密に主張立証することはそもそも不可能に近いものである。」

「また、原子力発電所という高度に専門性があり最先端の知見に基づいて管理運用されるべき設備の瑕疵により損害を被った者が、その賠償を設備の設置・管理者に対し求めるという訴訟類型における主張立証責任の分配については、当事者間の衡平の観点に特に留意する必要があるというべきである（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁〔伊方原発訴訟〕参照）」（145頁）

「予見可能であった（予見義務のある）津波に関して、一審原告らにおいて、一定程度具体的に特定して結果回避措置についての主張・立証を果たした場合には、一審被告国において、当該措置が実施できなかったこと又は当該措置を講じていても本件事故が回避不可能であったこと等の結果回避可能性を否定すべき事実を相当の根拠・資料に基づき主張・立証する必要があり、一審被告国がかかる主張・立証を尽くさない場合には、結果回避可能性があったことが事実上推認されるとみることが相当であり、本件において一審原告らは上記の主張・立証を果たしているといえるから、一審被告国において、一審原告らが主張する上記各措置が実施できなかったこと、又はこれらの措置を講じていても本件事故が回避不可能であったこと等の、結果回避可能性を否定すべき事実を、相当の根拠、資料に基づき主張・立証しない場合には、結果回避可能性及び因果関係があることが事実上推認される」（198頁）と判示している。

## ウ 小括

上記2つの控訴審判決はいずれも累次の最高裁判決の趣旨を踏まえた妥当な判示であり、これに対して、事案の特質を一切考慮しない原判決の判断は、最高裁判例の趣旨に反するものである。

## 6 結論

以上1ないし5で述べたところから、「長期評価」に基づいて主要建屋敷地高を超える津波が想定されることを前提とすれば「防潮堤等の設置」及び「重要機器室及びタービン建屋等の水密化」の防護措置が多重に講じられるべきであること（違法性の考慮要素としての「想定される津波に対して講じるべき措置」の特定）、そして「当該防護措置によって本件津波に対しても重大事故を回避できたといえること」（因果関係としての結果回避可能性）については、いずれも認められるところであり、これに反する原判決の誤りは明らかといえる。

### 第6 「長期評価」公表後に国がとった措置には合理性が認められないこと

#### 1 はじめに

原判決は、規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くかどうかを判断する際に考慮すべき具体的事情として、「規制権限を有する者の対応の合理性」を挙げた上で（原判決204頁）、「長期評価」公表後の一審被告国の津波対策に関する対応状況を時系列に沿って列挙し、「原子炉施設における津波対策は、一審被告東電を含む電力会社各社や一審被告国（保安院）において検討途上にあったものと認められ、一審被告国において津波対策を怠っていたと評価できるものではなく、長期評価公表後の一審被告国の津波対策に関する対応状況に問題があったと認めることはできない。」と結論付けた（原判決223～224頁）。

しかし、一審被告国が取っていた対応は、福島第一原発において津波から非常用電源設備等を防護するという安全対策という観点からはおよそ合理性が認められ



るものではなかったと言わざるを得ず、原判決の判断は国賠法1条1項の解釈適用を誤っている。

このことを明らかにするため、以下では、まず、原子炉施設の安全対策に関して規制権限不行使の違法が問題となる場合において考慮されるべき規制行政庁の対応に係る合理性の内容について、規制法令の趣旨・目的や判例等を踏まえて論じ、次に、念のため原判決が認定した事実関係を確認・整理した上で、最後に、それらの事実について合理性が認められないことを明らかにする。

## 2 規制行政庁の対応に必要とされる合理性の内容

### (1) 被害防止の実効性を有すること

一般に、規制行政庁が法令から委任された規制権限を行使しないで被害が発生した場合に、規制行政庁が実際に講じていた措置をもってその対応に合理性があったと認められるためには、当該措置が規制権限行使に代わるものと評価できるだけの被害防止のための実効性を有するものでなければならないと解される。

この点、泉南アスベスト訴訟2陣高裁判決（大阪高判平成25年12月25日民集68巻8号900頁）は、「労働大臣が実際に講じた規制措置の具体的内容を考慮するにあたっては、当該措置の実効性、すなわち、当該措置の内容やその手法が労働者の被害防止のために十分な規制効果を上げ得るものであるか、また実際に十分な規制効果を上げたかも考慮されなければならない。」として、規制行政庁の措置が被害防止の実効性を持つものであるか否かが考慮されなければならないとしており、この判示は最高裁判決でも維持されている。

### (2) 最新の科学技術水準に即応するものであること

第3で述べたとおり、原子炉施設は、核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、ひとたび事故等により放射性物質の大量放出という事態が生じれば、深刻な被害が広範囲かつ長期間にわたって生じる危険性があるから、原子炉施設の安全対策

は、万が一にも事故等により国民の生命・身体・財産等が害されないよう万全の対策を確保することが求められる。

そして、電気事業法39条及び40条が経済産業大臣に規制権限を委任した趣旨は、上記の点にあると解されるから、これらの規制権限の行使は、万が一にも事故等により国民の生命・身体・財産等が害されないよう、日々進歩する最新の科学技術水準に即応していなければならない。

この点に関して、伊方原発訴訟最判（最判平成4年10月29日民集第46巻7号1174頁）は、「・・・原子炉施設の安全性に関する審査が、後述のとおり、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は十分首肯し得るところである。」として、法律自体に詳細な基準を定めずに政令に委任しているのは「最新の科学技術水準への即応性」のためである旨認定している。伊方原発訴訟で争われたのは設置許可処分であったが、「最新の科学技術水準への即応性」が求められるのは稼働中の原子炉施設についても同様であることは明らかであり、この判旨は運転中の原子炉施設の安全規制にも当然に妥当するものといわなければならない。

この伊方原発最判の「最新の科学技術水準への即応性」に関する上記判旨が運転段階の原子炉施設にも妥当することについては、「伊方原発訴訟・最高裁判決によれば、・・・原子力安全規制をする目的は、最新の科学・技術水準への即応が要請されており、原発事故による深刻な災害が『万が一にも起こらないようにするため』である。この趣旨は、その後の建設・運転段階においても同様である。それゆえ、電事法39条および40条の定めも、事前警戒・予防を基本的な立脚点として一体的に解釈すべきことになる。」との説明もなされているところである（甲A370〔下山憲治教授意見書〕13頁）。

### (3) 小括

以上より、「長期評価」公表後の一審被告国の措置に合理性があったといえるかは、福島第一原発において津波から非常用電源設備等を防護するための対策として実効性があったかどうか、及び、最新の科学技術水準への即応性の要請を充たしているか等の観点から判断されなければならない。

## 3 原判決の判示

原判決は、以下のとおり事実を認定した上で、原子炉施設における津波対策は「検討途上にあった」もので、「長期評価」公表後の一審被告国の津波対策に関する対応状況に問題があったとは認められないと結論付けている（原判決223～224頁。なお、丸数字は引用者）。

すなわち、「……保安院は、長期評価の公表後、①一審被告東電に対し、『地震本部は、三陸沖から房総沖の海溝寄り領域においてどこでも津波地震が起こることを想定しているのに対し、土木学会は、福島県沖と茨城県沖では津波地震を想定していないがなぜか』などと説明を求め、一審被告東電から福島県沖では有史以来津波地震は発生していないこと及び津波地震は特定の領域や特定の条件下でのみ発生する極めて特殊な地震であるという考え方が示されていることなどについて説明を受けたため、地震本部がどのような根拠で長期評価の知見を示したのか確認するよう一審被告東電に指示したこと、その後一審被告東電は、海溝型分科会の委員であった佐竹から意見聴取をするなどして、保安院に対し、『確定論的に検討するならば、福島から茨城県沖には津波地震は想定できないこと、電力共同研究で実施する確率論（津波ハザード解析）で分岐として扱うことはできるので、そのように対応したい』と説明し、保安院はこれを了承したこと、②保安院は、平成15年11月、原子力発電所に係る国内外の安全情報を収集し、評価分析するための機関として安全情報検討会を設置し、また、③平成18年1月、電力事業者らと溢水勉強会を立ち上げ、これらにおいて溢水問題の検討を継続して行ったこと、④原子力安

全委員会は、同年9月19日、新耐震指針を決定し、これを受けて、保安院は、同月20日、耐震バックチェックルールを策定し、一審被告東電を含む各電力会社等に対して、原子炉施設について、新耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう求めたこと、・・・⑤保安院は、平成20年3月31日、一審被告東電から本件原発に係る耐震バックチェック指示に対する中間報告書の提出を受けたが、津波に対する安全性の評価は最終報告書に盛り込まれる予定となっていたこと、⑥保安院は、平成23年3月7日、一審被告東電からヒアリングを行い、長期評価の知見に基づいて明治三陸地震の断層モデルによる津波評価をした場合、本件原発敷地南側でO. P. +15.7mの津波水位となることを聴取したことが認められる。」としている。

なお、上記事実のうち①については、説明の便宜上、「2002年8月保安院対応」と呼ぶことがある。

#### 4 原判決が判示した①ないし⑥の措置のいずれにも合理性がなかったこと

##### (1) はじめに（即応性が求められるため「検討途上」は許されないこと）

原判決は、上記①ないし⑥の事実を時系列に沿って淡々と示した上で、原子炉施設における津波対策は一審被告東電を含む電力会社各社や一審被告国（保安院）において「検討途上にあった」と認定している（原判決224頁）。

しかし、上述のとおり、原子炉施設は、事故等により放射性物質の大量放出という事態が起こると深刻な被害が広範囲かつ長期間にわたって生ずる危険性があるから、その安全対策については、事故等により国民の生命・身体・財産等が害されないよう万全の対策を確保しなければならず、そのために最新の科学技術水準への即応性が求められるのである。すなわち、一審被告国は、新たな科学的知見に対しては「即応」しなければならないのであって、「検討途上」であることによって免責されることはあってはならない。

したがって、ここで合理性の有無を検討すべき国の措置というのは、「長期評価」

という最新の科学的知見に即応したものと評価できる余地がある具体的事情が厳格に検討されなければならない。ところが、原判決は、福島第一原発において「長期評価」という最新の科学的知見への即応性という法令の趣旨を踏まえず、一般的な津波対策に関連する事情を等価的に淡々と列挙しているだけであり、その事実の評価手法には重大な誤りがあるというべきである。

思うに、「最新の科学技術水準への即応性」という観点からは、原判決が認定した事実のうち①の「2002年8月保安院対応」が圧倒的に重要であるから、以下では、これについて厚く論ずることとし、②ないし⑥については重要性において一段下がるから、簡潔に論ずることとする。

## (2) 2002年8月保安院対応について (①)

### ア はじめに (証拠が「川原陳述書」しか存在しないこと)

2002年8月保安院対応は、同年7月末の「長期評価」の公表に即応して一審被告国が取った措置という点で極めて重要であり、一審被告国も、原審において、その規制権限の不行使に違法性がなかったことの理由の1つとして強調していた事実である。

しかるに、このときの保安院の対応は、一度は「長期評価」に即応しかけたものの、東電の抵抗にたやすく屈して、その不誠実ともいえる対応を唯々諾々と受け容れ、規制機関としての役割を全く果たさないものとなった。

規制行政の杜撰さを示す1つの証左として、2002年8月保安院対応に関し、保安院の内部の検討結果を記録した資料が存在せず、その経過を推知させる客観的な証拠が川原修司氏の陳述書(丙A264。以下、「川原陳述書」という。)に添付されているメールしか存在しないという点を挙げるができる。

この点では、川原陳述書の添付メールのみで2002年8月保安院対応の事実経過を全て押さえることができるので、以下ではまず、川原陳述書添付メールに基づいて事実の経過を確認した上で、その評価をする。

## イ 事実の経過

2002（平成14）年7月31日の「長期評価」の公表を受け、保安院の担当者は、同年8月5日までの間に、東電に対し、「地震本部は三陸沖から房総沖で今後30年以内に津波地震が発生する確率を20%と発表したが、原子力発電所は大丈夫か」などと質問するとともに、福島～茨城沖も津波のシミュレーションを行うべきである旨を指摘した。これに対し、東電の担当者は、谷岡・佐竹論文の内容を説明するなどして40分程度にわたって抵抗した。保安院の担当者は、その抵抗に屈して津波のシミュレーションを棚上げにし、その代わりに、東電の担当者に対し、地震本部がどのような根拠に基づいて「長期評価」の知見を示したのかを確認するよう指示した（なお、原判決は、保安院が東電に津波シミュレーションを求めたことも、東電が40分程度抵抗したことも認定していないが、これは余りに恣意的な事実認定である。）。

東電の担当者は、同月7日、長期評価部会及び海溝型分科会の委員であった佐竹健治氏に電子メールを送り、地震本部が「三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）は、領域内のどこでも発生する可能性があると考えた」とした理由などを尋ねた。これに対し、佐竹健治氏は、同日のメールで、「津波地震については、その発生メカニズムなどまだ完全に理解されているわけではない、地震本部の海溝型分科会においては、自分も含めて反対意見もあったが、1896年の明治三陸地震のほかに、1611年の慶長三陸地震及び1677年の延宝房総沖地震を津波地震とみなし、400年間に3回の津波地震が起きているというデータから確率を推定し、津波地震については、海溝寄りの海底下浅部で起きるという点では谷岡・佐竹論文を採用したが、1611年の慶長三陸地震及び1677年の延宝房総沖地震の波源ははっきりとしないため、海溝沿いのどこで起きるか分からないとした、今後の津波地震の発生を考えたとき、どちらが正しいのかよく分からないが、地震本部では少なくとも過去400年のデータを考慮しているのに対し、谷岡・佐竹論文では過去100年間のデータと海底

地形を考慮したという違いはある」などと回答した（なお、原判決は、「・・・佐竹から意見聴取をするなどし」たとして、東電の担当者が相応の手順を踏んで聴取したかのような認定をしているが、実際は、突然電子メールを送信し、しかも、保安院からの指示による照会であることも聴取結果を保安院に伝える予定であることも説明しておらず、誠実性に欠ける照会方法であった。）。

これを受け、東電の担当者は、同月22日、保安院の担当者に対し、「佐竹健治氏に聴取したところ、分科会で異論を唱えたが分科会ではどこでも起こると考えることになったとのことである」と伝えるとともに、「東電としては、長期評価の知見を決定論的安全評価には取り入れず、確率論的安全評価の中で取り入れていく方針である」旨報告し、保安院の担当者は、「そうですか。分かりました。」と返答した（なお、上記担当者は、平成14年7月当時は入省から日が浅い「ただの係員」（丙A246・2頁）であったところ、上司がこの担当者から報告を受けた記録もなければ、上司が東電に問い合わせた状況を再確認した記録もない。）。

以上の経過を経て、保安院は、「長期評価」の公表後、「長期評価」に示された見解に基づいて福島第一原発の技術基準適合性を検討することをしなかった。

そこで、以下において、この2002年8月保安院対応が一審被告国のとった措置として如何に合理性を欠いていたかを述べる。

#### ウ 「長期評価」に依拠した津波シミュレーション結果の具体的な数値を認識する機会を失ったこと

まず、2002年8月保安院対応は、保安院において「長期評価」の知見に依拠した津波シミュレーション結果の具体的な数値を認識する機会を失わせる対応であったことが挙げられる。すなわち、「長期評価」は、津波の波高自体を明示したのではないから、津波対策の要否を検討するためには、「長期評価」の知見に基づくシミュレーションを行い、福島第一原発に到達する波高を数値として算出し、それがどの程度の脅威であるかを可視化する必要がある。この作業ないしステップは、原子炉施設の安全対策においては事故等により国民の生命・身体・財

産・環境等が害されないよう万全の対策を確保することが求められること、そして、「長期評価」は省令4条1項の要件該当性の判断において考慮すべき科学的知見に該当することに鑑みれば、最初に必ず行わなければならない必要不可欠の基礎的作業であったというべきである。

そして、保安院の担当者が、東電から抵抗されても、行政指導等により、当初の対応どおり「長期評価」に依拠した津波シミュレーションを実施するよう一貫していれば、東電において、福島県沖の地域でもM8クラスの津波地震が発生する可能性があることを前提とし、明治三陸沖地震の震源モデルを参考として想定した震源域を考慮して、津波評価技術の考え方をを用いるなどして津波のシミュレーションを実施し、保安院の指示から数か月のうちには2008（平成20）年推計とおおむね同様のシミュレーション結果が得られ、想定される津波の波高として、福島第一原発の敷地南側前面において最大O. P. +15.7メートル程度との結果が得られたといえる。そして、最大O. P. +15.7メートルの津波の波高は、福島第一原発1号機ないし4号機の主要建屋の敷地高（O. P. +10メートル）を大きく超えるものであるから、規制行政庁である保安院としては、このシミュレーション結果を受けて、波高が福島第一原発の主要建屋敷地地盤面のレベルを大きく超える津波が到来する危険性があることを認識することができた。

しかも、東電が、1998（平成10）年6月ころには4省庁報告書の断層モデルに基づく津波シミュレーション（1998年津波推計）を実施し、2002年3月ころには津波評価技術に基づく津波シミュレーションを実施していることに鑑みると、2002年8月保安院対応の当時、東電において速やかに「長期評価」に依拠した津波シミュレーションを行うことができなかった合理的な理由は存在しなかったというべきである。

しかるに、2002年8月保安院対応では、保安院は、東電に津波シミュレーションを実施させることすらできず、具体的な数値を認識する機会を逃してしま



ったもので、致命的な失態であったと言うほかない。

## エ 「長期評価」の信頼性を確認する機会を失ったこと

また、一審被告国は、2002年8月保安院対応において適切に対応していれば、「長期評価」が省令4条1項の要件該当性の判断において考慮することが必要な信頼性のある科学的知見に該当することを確認することができたのに、その機会を失ったといえる。

すなわち、上述のとおり、保安院の担当者が当初の姿勢を一貫させて「長期評価」に依拠した津波シミュレーションを一審被告東電に実施させていれば、保安院は、それから数か月後には、福島第一原発の主要建屋敷地高を大きく超えるO. P. +15.7メートル程度という具体的な数値を認識し、「長期評価」が福島第一原発に対して極めて大きな脅威を示す最新の科学的知見であることを認識できたといえる。

そして、福島第一原発の非常用電源設備等は敷地高さを超える津波に対してはまったく無防備な状態にあったこと、及び、「長期評価」を公表した地震本部は法律に基づいて設置された国の機関であり、その見解を合理的根拠なくして無視できるものではないことから、保安院としては、「長期評価」の信頼性について早急に確認する必要があることに容易に気付けたはずであり、その確認の必要性を認識すれば、地震本部の内容や「長期評価」を公表するまでの審議経過を確認して、「長期評価」が省令4条1項の要件該当性の判断において考慮すべき信頼性のある科学的知見に該当することを確認することができたものといえる。

他方で、「長期評価」に依拠した津波シミュレーション結果の具体的な数値を認識していない状況であったとしても、保安院の担当者は、約40分間の抵抗を受けた時点で、東電が「長期評価」に依拠した津波シミュレーションを何としても回避しようとする姿勢であることを認識していたはずであり、また、東電が「長期評価」の知見の根拠を確認する対象者を自らの抵抗の根拠とした論文の共著者である佐竹健治氏のみを絞っていることの不適切さも認識できたはずである。